

福島国際研究教育機構地域連携加速化事業補助金  
募集要領

○事業実施スケジュール○

募集説明会	令和8年4月23日(木)
エントリー期間(A)	令和8年5月1日(金)9時～ 5月25日(月)17時
審査結果通知	令和8年6月中旬
F-REI・市町村とのマッチング	審査結果通知後順次
交付申請(B)	マッチング完了後～令和8年6月30日(火)
交付決定通知	令和8年6月下旬以降
事業期間	交付決定日～令和9年2月12日(金)
完了報告	令和9年2月12日(金)
補助金の支払い(精算)	令和9年3月中

○提出書類○

(Aに必要な書類)

- ・エントリーシート
- ・収支予算書

(Bに必要な書類)

- ・福島国際研究教育機構地域連携加速化事業補助金交付申請書
- ・福島国際研究教育機構地域連携加速化事業補助金交付申請書に必要な添付書類
- ・暴力団排除に関する誓約書
- ・会社の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- ・会社案内、パンフレット、申請事業に関係するこれまでの取組実績が分かるもの

○問合せ先○

福島県企画調整部福島イノベーション・コースト構想推進課(拠点調整担当)

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 本庁舎5階

TEL: 024-521-8645

E-mail: fukushima\_innov@pref.fukushima.lg.jp

福島県企画調整部福島イノベーション・コースト構想推進課

## 1 事業の目的

福島国際研究教育機構（以下、「F-REI」という。）と地域の多様な主体との連携促進を通じて、F-REI による地域内での研究開発や人材育成、産業化に向けた取組の動きを加速化し、福島イノベーション・コースト構想（以下、「福島イノベ構想」という。）の更なる発展につなげていくことを目的としています。

## 2 事業の内容

### (1) 募集内容

本事業に応募いただく内容は、以下の要件を満たしている必要があります。

ア F-REI 及び県内市町村との連携の下、福島県内において実施するソフト事業であること。

イ 次のいずれかに該当する事業であること。

- ① F-REI が取り組む研究開発成果の産業化を見据えた取組。（F-REI の研究者と企業との交流、スタートアップやベンチャーの集積等）
- ② 次世代を担う若者や企業人材を対象に、F-REI の専門性をいかした教育機会やキャリア形成の場を提供する取組。（県内の子どもたちへの STEAM 教育、企業人材へのリスキリング等）
- ③ 県内外の住民や産業関係者を対象に、F-REI の認知度向上を図る取組。（地域のイベントや広報媒体による情報発信等）
- ④ F-REI 周辺の浜通り地域等における生活環境やコミュニティ形成をソフト面から充実させる取組。（生活利便性向上に向けた実証試験等）

ウ 令和9年2月12日までに事業を完了するものであること。

### (2) 応募資格

ア F-REI 及び県内市町村と連携して事業を実施する者であること。

イ 次のいずれかに該当する者であること。

- ① 民間企業（複数の民間企業等が集合して組織された協議会等を含む）
- ② 大学、国立高等専門学校
- ③ 法人格を有する団体
- ④ 福島イノベ倶楽部会員
- ⑤ その他、福島イノベ構想の推進に参画している団体で知事が認める者

ウ 次の全ての要件を満たすこと。

- ① 政治活動及び宗教活動を事業目的とする者でないこと。
- ② 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした者でないこと。

- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など）でないこと。
  - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
  - ⑤ 関係法令等に違反していないこと。
- ※ 交付決定後に上記①～⑤の要件を満たさないことが判明した場合には、補助金の交付を取り消すなどの対応を取ることがあります。

### （3）県内市町村との連携内容

本事業においては、福島県内の市町村と連携し、事業を実施することを要件とします。この場合の「市町村との連携」については、次のような内容を指します。

- ・活動や実証を行う際の場所を市町村から提供してもらう取組
- ・市町村所有の施設を活用した取組
- ・市町村所管の産業団体、教育団体等のネットワークを活用した取組
- ・事業の周知に当たって、市町村が協力した取組（ただし、後援は除く）
- ・市町村の施策と連動した取組
- ・市町村との連携協定等に基づく取組

### （4）補助限度額

1事業あたり200万円

### （5）補助率

定額

※ 予算の範囲内での補助であり、交付決定額が申請額を下回る可能性があります。

※ 補助金の額は、千円未満の端数を切り捨ててください。  
（経費区分ごとの小計は1円単位で計算してください）

### （6）事業予算

1,600万円

## (7) 対象経費

- ・補助対象経費は、補助事業に要する経費のうち、「(別紙) 補助対象経費について」に記載した経費から消費税（仕入控除税額となるもの）を控除した金額です。
- ・交付決定日前に発注、購入、契約、又は事業期間終了後に納品、検収等を実施したものは原則補助対象外です。
- ・補助対象の確認が可能であり、当補助事業に直接要した費用として明確に区分できるものに限り、事務用品等汎用性が高いものや経常的経費は補助対象外です。
- ・補助対象経費の定めに該当するものであっても、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費は対象となりません。
- ・一般的な市場価格または事業運営の内容に対して著しく高額な経費は対象となりません。
- ・機械器具等の購入や営利販売のための原材料の仕入れ等を目的とした申請は採択されません。
- ・補助事業によって生じた収入は対象経費から差し引いていただきます。

## (7) 補助事業期間

補助金の交付決定日から令和9年2月12日まで

## 3 応募・選定

### (1) エントリーについて (A)

#### ① 募集期間

令和8年5月1日（金）～5月25日（月）17時

#### ② 必要書類

- ・エントリーシート（エントリー様式1）
- ・収支予算書（エントリー様式2）

### (2) 交付申請について (B)

#### ① 申請期間

令和8年6月30日（火）17時まで

#### ② 必要書類

- ・福島国際研究教育機構地域連携加速化事業補助金交付申請書（第1号様式）
- ・事業実施計画書（第1号様式別紙1）
- ・収支予算書（第1号様式別紙2）
- ・暴力団排除に関する誓約書

- ・会社の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）  
（令和8年1月1日以降発行のもの。登記情報提供サービスで取得した登記情報でも可）
  - ・会社案内、パンフレット、申請事業に関係するこれまでの取組実績が分かるもの
- ※ 応募書類等の返却はできません。
- ※ その他必要に応じて上記以外の資料の提出を求められることがあります。

### （3）応募の際の留意事項

- ・必要書類は以下の福島県ホームページからダウンロードの上、作成・提出してください。  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015e/>
- ・電子メールでデータでの提出としてください。紙書類はスキャンしてデータ化をお願いします。電子メールを送信された際は、確認のため、必ず表紙に記載した「問合せ先」まで電話で到達確認をしてください。  
（送信先）fukushima\_innov@pref.fukushima.lg.jp  
（電話番号）024-521-8645
- ・郵送、対面での提出は受け付けておりませんのでご注意ください。
- ・申請書の記入漏れや添付資料に不備等があると受付できない場合がありますので、お早めにご提出ください。

### （4）応募・選定の流れ

- （ア） （A）のエントリー内容について、県において審査基準（表1）に基づき審査を行います。

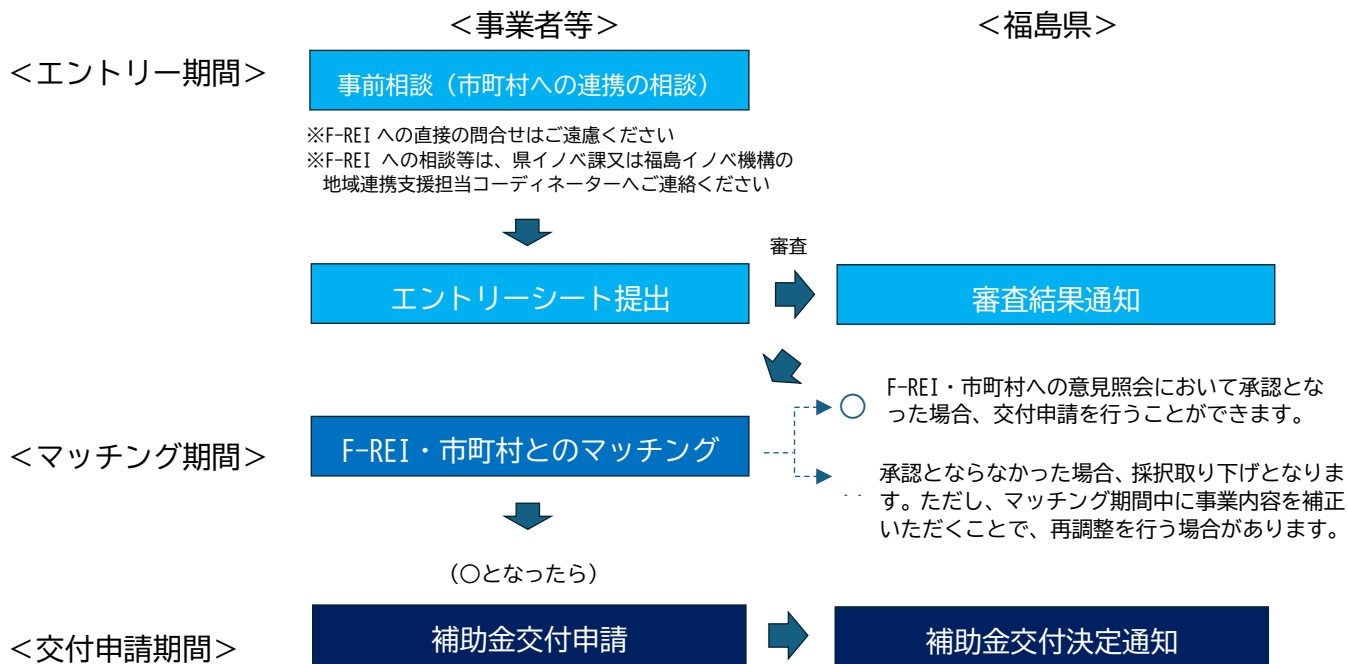
この時点で、F-REI への連携の相談を行う必要はありません（具体的な調整はマッチング期間及び交付決定後に行います）。ただし、具体的に F-REI とどのような連携を希望するかについて記載してください。

なお、市町村への連携の相談は、できるだけ事前に行っていただいた方がその後のマッチング（イ）がスムーズになる可能性が高くなります。また、事業を構築する際は「F-REI の立地を踏まえた市町村のニーズ」（表3）を踏まえた取組を提案するようにしてください。各市町村の相談窓口は（表3）を参照してください。

- （イ） （ア）で採択した提案について、県により F-REI 及び市町村とそれぞれマッチングを行います。具体的には県から F-REI（市町村）に対して書面で意見照会を行います。必要に応じて、提案者から F-REI（市町村）に対して提

案内容について説明をお願いする場合、また、事業内容の見直しをお願いする場合があります。

- (ウ) (イ) で F-REI 及び市町村のいずれからも承認回答を得られた提案が、交付申請の対象となります。交付申請を希望する場合は、(B) により提出してください。
- (エ) (B) の交付申請内容に基づき、知事が交付の決定を行います。審査結果については、県から申請者に個別にお知らせするほか、県ホームページで公表することがあります。



（表1）審査基準

事業効果	・ 提案内容は、F-REI の研究成果の産業化、人材育成、認知度向上、または F-REI 周辺の生活環境の充実に十分効果が見込まれるものか。
地域への波及効果	・ 提案内容は、提案者の事業目標の達成にとどまらず、地域への波及効果が高いと見込まれるものか。
新規性・独自性	・ 単なる既存事業の継続にとどまらず、新規性・独自性があるか。 ・ 既存又は類似するものと差別化がなされているか。
市町村のニーズとの整合性	・ 市町村のニーズを十分理解し、ニーズに基づいた提案となっているか。
地域の特性の活用	・ 地域の特性や地域資源を活用した取組であるか。
実施体制・連携体制	・ 事業目的を達成するために必要な体制となっており、それぞれの役割が明確に示されているか。

	・ F-REI や市町村と具体的な連携体制が構築されているか（または構築される見込みか）
実現性	・ 事業のプロセスやスケジュール、F-REI や市町村との連携内容に具体性があり、実現可能なものとなっているか。
事業の費用対効果	・ 事業費が過大となっておらず適正か。 ・ 事業費に対し、効果が十分発揮される事業計画であるか。

(表2) 市町村への相談における窓口

※ メールアドレスについては★を@に変えてください。

市町村名・部署名	連絡先
《浜通り地域等 15 市町村との連携を希望する場合》	
いわき市 総合政策部 政策 企画課	政策企画課（産業化関係以外） TEL：0246-22-7410 Mail：seisakukikaku★city.iwaki.lg.jp
産業振興部 産業みらい課	産業みらい課（産業化関係） TEL：0246-22-1142 Mail：sangyomirai★city.iwaki.lg.jp
相馬市 企画政策部 企画政 策課	TEL：0244-37-2131 Mail：k-kikaku★city.soma.lg.jp
田村市 総務部 企画調整課	TEL：0247-61-7615 Mail：kikaku★city.tamura.lg.jp
南相馬市 復興企画部 企画 課イノベーション政策室	TEL 0244-24-5406 Mail：innovation★city.minamisoma.lg.jp
川俣町 政策推進課	TEL：024-566-2111 Mail：seisaku★town.kawamata.lg.jp
広野町 政策企画課	TEL：0240-27-1251 Mail：seisaku★town.hirono.fukushima.jp
檜葉町 政策企画課	TEL：0240-23-6103 Mail：kikaku-n★town.naraha.lg.jp
富岡町 企画課	TEL：0240-22-2111 Mail：tom0200-0★tomioka-town.jp
川内村 総務課 企画政策係	TEL：0240-38-2111 Mail：kikaku★vill.kawauchi.lg.jp
大熊町 企画調整課	TEL：0240-23-7584

	Mail : kikakuchosei★town.okuma.fukushima.jp
双葉町 復興推進課	TEL : 0240-33-0127 Mail : fukko★town.fukushima-futaba.lg.jp
浪江町 市街地整備課 F-REI 立地室	TEL : 0240-23-6927 Mail : namie23030★town.namie.lg.jp
葛尾村 復興推進室	TEL : 0240-23-5200 Mail : hukkoutaisaku★vill.katsurao.lg.jp
新地町 企画政策課	TEL : 0244-62-2112 Mail : kikaku★town.shinchi.lg.jp
飯舘村 村づくり推進課	TEL : 0244-42-1613 Mail : kikaku★vill.iitate.fukushima.jp
《中通り・会津地域の市町村との連携を希望する場合》	
	福島県福島イノベーション・コースト構想推進課へ連絡してください。 TEL : 024-521-8645 Mail : fukushima_innov★pref.fukushima.lg.jp
《その他、F-REI や市町村との連携に関する全般的な相談をしたい場合》	
	福島県福島イノベーション・コースト構想推進課（連絡先は前述のとおり）、または、 （公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構 地域連携支援担当コーディネーターへ連絡してください。 TEL : 024-581-6887 Mail : ts.ito★fipo.or.jp

(表3) F-REI の立地を踏まえた市町村のニーズ

《研究開発・産業化関係》

市町村の施設を活用した実証・研究
地元企業や進出企業と F-REI との交流
地場産業や地域の特色ある産業分野と F-REI との連携
市町村の産業団地と連動した新産業の創出
スタートアップ、ベンチャー企業の育成・集積
福島ロボットテストフィールドを活用したロボット産業の発展

農林水産業分野における先進技術・研究の活用
-----------------------

《人材育成関係》(小中高・高等教育機関関係)

小・中・高校のカリキュラムと連動した教育機会の提供
将来の科学人材を生み出す教育機会の提供(出前授業や研究者との交流)
F-REI と連携した国際交流プログラム
F-REI と連携したキャリア教育の実施(子ども・若者向け)
F-REI と連携したスキルアップ教育の実施(子ども・若者向け)
F-REI と連携した起業体験の実施(子ども・若者向け)
福島ロボットテストフィールドを活用した体験機会の提供
環境創造センターF-REI 研究棟を活用した学習機会の提供
研究者の活動を紹介する学習教材の作成
復興知事業との連携

《人材育成関係》(産業人材関係)

将来の地域内労働力の育成
F-REI と連携したキャリア教育の実施(産業人材向け)
F-REI と連携したスキルアップ教育の実施(産業人材向け)
F-REI と連携した起業体験機会の実施(産業人材向け)
農業・林業の魅力を活かした担い手育成
異業種間交流による人材の活性化

《認知度向上関係》

各種広報媒体を通じた情報発信
地域イベントを通じた F-REI と地域との交流促進

《生活環境関係》

施設やサービスの多言語化
生活モビリティの充実
外国人研究者の子弟の受入れを見据えた教育環境の構築
外国人研究者やその家族の受入れ、地元住民との交流機会の提供
研究者等の生活・ワーケーション環境の充実

#### 4 補助対象経費

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
業務費	業務費	謝金	事業を行うために直接必要な謝礼金。
		旅費	事業を行うために直接必要な交通移動に係る経費。
		印刷製本費	事業を行うために直接必要な用紙等印刷に係る経費。
		通信運搬費	事業を行うために直接必要な郵便料等通信費用。
		手数料	事業を行うために直接必要な試験・検査手数料、収入印紙等。
		委託料	事業を行うために直接必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務委託を要する経費。
		使用料及び賃借料	事業を行うために直接必要な機器、設備、車輛等の借用、会議に係る会場使用料等（借料）。
		消耗品	事業を行うために直接必要な事務用品類、参考図書等の購入のために必要な経費。
		備品購入費	事業を行うために直接必要な機器、設備の購入費。耐用年数が概ね3年以上かつ取得価格が10万円以上のもの。
		その他必要な経費	知事が承認した経費。

#### ※対象経費に係る留意事項

- ・補助事業の経費については、他の経理と明確に区分して経理を行ってください。
- ・補助対象経費は当該事業に使用したのものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額などが確認できるもののみとなります。

- ・発注（委託）先の選定にあたっては、1件の発注ごとに、見積を徴取してください。この場合、経済性の観点から、原則、一般の競争に付してください。ただし、発注する事業内容の性質上、競争に付することが困難な場合は、該当する企業を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由が必要となります。
- ・支払の事実に関する客観性の担保のため、支払方法が指定されている場合を除き、原則、支払は銀行振込としてください。
- ・以下の経費は補助対象とはなりません。
  - ①交付決定日より前に契約（発注）や支出を行った経費
  - ②光熱水費などの経常的経費
  - ③汎用性のある物品の購入（PC、PC周辺機器、カメラ・レコーダーなどの記録媒体、オフィス什器等、本事業以外での使用可能性が認められるもの）
  - ④人件費（社会保険料、給与・職員手当等）
  - ⑤取引に係る消費税及び地方消費税
  - ⑥金融機関などへの振込手数料
  - ⑦補助事業計画書、交付申請書等の書類作成に係る費用
  - ⑧事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料
  - ⑨公租公課
  - ⑩上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

## 6 留意事項

- ・国、県等において同一の内容で他の補助金・助成金の採択を受けた事業は、本事業の補助対象事業とはなりません。
- ・事業の実施期間は、原則として補助金の交付決定を受けた日から令和9年2月12日までの間の、事業期間の末日です。事業期間内に全ての事業経費の支払いを完了させてください。翌年度（令和9年4月1日以降）への事業の繰越はできませんので、計画的に事業を実施してください。
- ・交付申請書その他の提出物の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とします。なお、提出された交付申請書等は返却しません。
- ・個人情報を含む応募情報は、審査にあたって必要な範囲にて共有、利用されます。
- ・審査経過・審査結果に関する問い合わせには応じられません。
- ・事業の成果について、県の指定する日時・場所・方法により、成果報告等を実施していただくことがあります。なお、当該成果報告等に要する経費は補助対象とはなりません。

- ・補助事業完了後においても、県の求めに応じて、事業の現状確認・報告のほか、各種の取材や広報物への掲載等、事業の成果の啓発に協力をお願いします。
- ・補助事業で取得した財産（耐用年数が概ね3年以上かつ取得価格が10万円以上のもの）については、補助事業者の所有となりますので、本事業の目的に従って適切に管理してください。補助事業終了後も、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければなりません。また、耐用期間内に処分（転用・譲渡・廃棄等）しようとする場合、事前に知事の承認を受ける必要があります。
- ・補助事業に係る法的規制や必要な手続き等は、申請者の責任において確認・実施してください。また、事業に関して自治体や地域住民への説明が必要な場合は誠意をもって行ってください。何らかのトラブルが発生したり、第三者へ損害を与えたりした場合は、申請者の責任において対応してください。
- ・申請者及び採択者はこの募集要領に記載する事項のほか、福島国際研究教育機構地域連携加速化事業補助金交付要綱及びFAQ等を遵守しなければなりません。
- ・本事業は、経済産業省「令和8年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業」により実施しているため、作成した広告物や購入した備品には「令和8年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業対象事業」と明記する必要があります。

## 7 問合せ先

福島県福島イノベーション・コースト構想推進課（拠点連携担当）

〒960-8670 福島市杉妻町2-16 本庁舎5階

TEL：024-521-8645

Mail：[fukushima\\_innov@pref.fukushima.lg.jp](mailto:fukushima_innov@pref.fukushima.lg.jp)